

調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第10号「工業統計」を作成するための調査）です。経済産業省の所管により、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施しています。

3 調査の期日

工業統計調査は、毎年12月31日現在で実施しています。

平成14年工業統計調査は、平成14年（2002年）12月31日現在で実施しました。

4 調査の範囲

工業統計調査は、日本標準産業分類の「大分類F - 製造業」に属する事業所（国に属するものを除く）を調査対象としています。

5 調査の対象

西暦末尾0、3、5及び8年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を対象としています。

平成14年工業統計調査では、従業者4人以上の事業所を対象に調査を実施しました。

なお、全数調査年以外の年に併せて実施していた「従業者3人以下の事業所のうち特定業種に該当する事業所」に対する調査は、平成14年調査からなくなりました。

6 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票 甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票 乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）が自ら調査票に記入する方法（自計申告）による調査員調査方式により調査を行っています。

7 調査の経路

